



つくばみらい市規則第**22**号

つくばみらい市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 **3** 年 **7** 月 **30** 日

つくばみらい市長

つくばみらい市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「こども家庭支援室長の職務」を「みらい平市民センター長の職務 おやこ・まるまるサポートセンター長の職務」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。